

■適用時期について

- ①分割徴収は、原則として次回定期検針から適用されますが、受付日の関係で次々回になる場合もあります。
- ②決定は「水道料金分割徴収決定通知書」の送付により通知します。
- ③申請・解除の申し出は、それぞれ年間3回までとさせていただきます。
- ④使用期間が短い場合、分割できない場合があります。

■お申込み方法

水道料金分割徴収申出書を記入のうえ、下記へ郵送または、水道企業団料金課窓口へ提出が必要です。

注) 郵送代金はお客様自費となります。

【送付先】

〒039-1112
八戸市南白山台1丁目11-1
八戸圏域水道企業団 料金課
TEL 0178-70-7010

決定通知（または非該当）のご案内は、お申込みから3週間ほど要します。

お問い合わせ先

- ◎使用開始や引越しなどの連絡
- ◎水道料金のお支払いに関すること

料金課 0178-70-7010

- ◎検針に関すること
- ◎漏水の軽減に関すること

料金課 0178-70-7012

- ◎下水道使用料に関すること

八戸市 下水道業務課 0178-44-8251

おいらせ町 地域整備課 0178-56-2111

南部町 建設課 0178-38-5966

階上町 建設課 0178-88-2120

五戸町 都市計画課 0178-62-2111

六戸町 建設下水道課 0176-55-3111

三戸町 建設課 0179-20-1154

八戸圏域水道企業団

039-1112 八戸市南白山台1丁目11-1

代表(総務課) 0178-70-7000

HP www.water-supply.hachinohe.aomori.jp

(令和2年10月改訂)

分割徴収制度のご案内



平成27年写真コンテスト優秀賞(田名部眞紀子氏)



八戸圏域水道企業団
HACHINOHE Regional Water Supply Authority

「水道料金分割徴収」説明

■ 隔月検針・分割徴収とは

通常2か月に一度の料金徴収を、分割して1か月分ずつお支払いいただく、口座振替をしている方へのサービスです。

納入制の方は分割徴収手続きができません。金融機関各窓口で、口座振替申込書を提出してください。

このサービスを、希望される方は申請書の提出が必要です。申請書をご希望される方は、水道企業団料金課へご連絡ください。

※八戸圏域水道企業団HPからでも、用紙出力が可能となっております。

■ 適用条件について

- 口座振替でお支払いされている方
- 納入期限が経過した水道料金がない方
(未納料金がない方)
- 水道料金生活保護減免が適用されていない方

■ 分割料金のお知らせについて

使用水量のお知らせ(検針票)に、「前期振替予定」、「後期振替予定」と表示して、お知らせします。

分割徴収フロー

例：4－5月分の場合

徴収パターン	口座振替				納入通知書送付	分割徴収判断
	初回振替 5/27振替	追加振替 6/13振替	再振替 6/27振替	督促振替 7/13振替	給水停止予告通知書 7/22発送8/4納期	
通常	2か月分	→	→	→	2か月分徴収	—
ケース1	前期振替○	—	後期振替○	—	—	維持
ケース2	前期振替○	—	後期振替×	後期振替○	—	解除
ケース3	前期振替○	—	後期振替×	後期振替×	後期分徴収	解除
ケース4	前期振替×	前期振替○	後期振替○	—	—	維持
ケース5	前期振替×	前期振替○	後期振替×	後期振替○	—	解除
ケース6	前期振替×	前期振替○	後期振替×	後期振替×	後期分徴収	解除
ケース7	前期振替×	前期振替×	前期+後期振替○	—	—	解除
ケース8	前期振替×	前期振替×	前期+後期振替×	前期+後期振替○	—	解除
ケース9	前期振替×	前期振替×	前期+後期振替×	前期+後期振替×	2か月分徴収	解除

■ 分割徴収解除について

- 上記、分割徴収判断で解除に該当したとき
- 支払い方法が口座振替制から納入制(納入通知書)のお支払いに変更されたとき
例) ・未納による口座振替の中止 ・お客様の申し出による納入通知書の発行など
- 給水契約を終了(転居精算)した場合
- 分割徴収解除の申し出があったとき
- 水道料金生活保護減免が適用されたとき

■ 口座振替割引分について

- 口座割引分△50円は、前期振替の水道料金で減額されます。